

(仮訳。原文はミャンマー語)

## ミャンマー・ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業 地域コミュニティの懸念事項、および、JICA への質問・要求

### 1. 意思決定への意味ある参加

- a. 2013 年 2 月 14 日の協議会の後、SEZ (2,400 ヘクタール) の影響を受ける 6 村の住民のなかで、SEZ の件についての交渉を任せるリーダー 15 名を認知 (参照: 署名用紙)。これまで、ティラワ SEZ マネージメント委員会や JICA 等に対し、数回にわたりレターを提出。
- b. ティラワ SEZ マネージメント委員会は、同リーダーらを通すことなく、(自分たちの権利をよく理解できておらず、協議・交渉をうまくすることのできない) 一部の住民と面会したのみにもかわらず、メディア等に対し「影響住民からの合意を得た」等の発言。
- c. 2013 年 9 月 21 日の協議会において、ティラワ SEZ マネージメント委員会 委員長から、「400 ヘクタール、および、2,000 ヘクタールの移転・補償内容は同等のものになる。」と説明があったため、再度、「400 ヘクタールのみでなく、2,000 ヘクタールからのリーダーも含む同リーダーらが、協議に参加してもよいか。」と質問。同委員長からは「参加可」との回答。
- d. 2013 年 9 月 23 日にティラワ SEZ マネージメント委員会のスタッフが、2,000 ヘクタールの住民であることを理由に、同リーダーらとの協議を拒否。
- e. これまで確かに協議会は開催されたが、ティラワ SEZ マネージメント委員会は決定事項を一方向的に説明。私たちの意見を聞いたとしても、意思決定には反映されず、形式的な協議。

#### <JICA への質問・要求>

- ・ JICA 環境社会配慮ガイドライン (以下、ガイドライン) では、住民の協議参加を求めているのではないかと。ミャンマー政府に、住民の協議への意味ある参加を求めてほしい。
- ・ これまでの協議会に JICA は参加したことはあるか。今後、協議会やその他の重要な機会に JICA も参加してほしい。

### 2. 透明性と情報公開

- a. 事業そのもの、また、事業による環境・健康への影響、雇用機会の可能性等について、情報提供が不十分。
- b. 2013 年 8 月 23 日の EIA に関する協議会も、参加者は非常に限定。私たちは、EIA ドラフト／完成版を目にしたことは一切ない。
- c. 移転・補償計画について、協議会で配布されたのは要約版のみ。より詳しい内容について、協議会でのパワーポイントを使った説明だけでは、その後の精査不可。
- d. 移転・補償内容について、協議会の場以外での口頭説明に一貫性がない。
- e. 署名した移転・補償合意文書に、どのような内容が記載されているか不明。

#### <JICA への質問・要求>

- ・ JICA も同事業に関する報告書や EIA 等を保有しているのではないかと。それを公開してほしい。
- ・ 住民が要求しても提供されていない、補償内容に関する算定根拠 (式) を説明した文書を JICA がミャンマー政府に要求し、住民に提供してほしい。
- ・ すでに移転・補償合意文書に署名した住民ですら、合意文書の内容を把握していない。合意文書の写しを JICA がミャンマー政府に要求し、住民に提供してほしい。

### 3. 土地に対する補償

- a. 事業の影響を受ける住民の生活水準が以前より悪化することのないよう補償措置がとられるべきと、JICA ガイドライン、および、ミャンマー国 SEZ 法第 34 項で明記。
- b. 農地に生活の糧を依存してきた住民は多い。現在の移転・補償計画では、土地に対する補償が考慮されていない。例えば、作物に対する（3 年や 5 年分の）補償がなされたとしても、短期的なものでしかない。職業訓練や優先雇用計画も、農民の将来を保障する有効な措置ではない。
- c. 提供される移転地の広さも、一区画 20 \* 40 平方フィートと狭く、私たちの生活水準は悪化する。

#### <JICA への質問・要求>

- ・ 土地に対する補償は必要不可欠。一切交渉に応じないミャンマー政府に対し、JICA ガイドラインに則り、影響住民の生活水準が少なくとも回復するよう、土地に対する補償についても再度検討し、住民と協議するよう要求してほしい。

### 4. ガイドライン・法の遵守

- a. ミャンマー政府側は、JICA ガイドラインに則り、同事業を実施すると繰り返し説明。
- b. 実際に JICA ガイドラインは遵守されず。例えば、JICA ガイドラインの「非自発的住民移転」に係る規定に違反。（住民の合意の欠如、移転地に関する住民の意思決定参加の欠如、土地に対する補償措置の欠如、生活回復のための有効な措置の欠如、移転・補償計画に関する適切な住民協議・参加の欠如）
- c. ミャンマー国・外国投資法第 126 項に明記されている「投資者と住民間の合意に至るまでの協議」についても、遵守されず。

#### <JICA への質問・要求>

- ・ JICA ガイドラインに則った補償措置が必要ではないか。ミャンマー政府側との協議等の場に JICA が立ち会ってほしい。
- ・ JICA ガイドラインに則り、投資法等のミャンマー国法律も遵守されるべきではないか。

### 5. 移転・補償計画

- a. 400 ヘクタールに係る補償対象者は、現在、81 家族とのことだが、例えば、現在、400 ヘクタール内で耕作している家族が含まれていないなど、対象者の選定に疑問。
- b. 移転地の場所について、ティラワ SEZ マネージメント委員会の当初の説明では、複数の選択肢があるとのことだったが、現在は 1 箇所のみ提示。住民の意見は反映されず。

#### <JICA への質問・要求>

- ・ JICA ガイドラインに則り、移転場所についても地域住民との適切な協議を経た上で、合意されるべきと JICA からミャンマー政府に要求してほしい。
- ・ JICA ガイドラインに則り、家・道路・電気等のインフラが整備された上で、移転を行なうよう、JICA からミャンマー政府に要求してほしい。
- ・ 対象者、移転場所、補償内容を一方的に発表するのではなく、住民との意味ある協議がなされるよう、また、補償の支払い等が完了するまで、移転を強要することのないよう、JICA からミャンマー政府に要求してほしい。

## 6. 移転・補償に関する合意文書

- a. 通常、合意文書は、双方が詳細な内容を理解・納得した上で署名し、双方が写しを所持するもの。また、脅迫や不十分な情報提供等を理由に署名が強要された場合には、合意文書は無効。
- b. 2013年9月21日にティラワ SEZ マネージメント委員会 委員長が「土地に対する補償を要求するのであれば、ヤンゴン管区政府と裁判で争うことになる。」という趣旨の発言。そうした発言から、「法廷で争っても勝ち目はなく、仮に裁判で負けた場合には、補償を一切もらえなくなるのでは。」という恐怖感を抱き、合意文書に署名した住民もいる。

### <JICA への質問・要求>

- ・ これまでに署名がなされた合意文書が、決定事項とみなされるのか、JICA からミャンマー政府に確認してほしい。
- ・ 今後、こうした合意文書の署名時には、合意文書の内容の作成時から、住民の参加が確保されるべき。その点を JICA も考慮し、ミャンマー政府に確認してほしい。
- ・ 今後、こうした合意文書の署名に際しては、住民が内容を十分に精査できるよう、少なくとも 1 週間前の同文書の住民への手交が確保されるべき。その点を JICA も考慮し、ミャンマー政府に確認してほしい。
- ・ 今後、こうした合意文書の署名に際しては、JICA、および、信頼のできる第三者に立ち会ってほしい。

## 7. ティラワ港湾建設事業

- a. (川沿いの敷地全体に関し、) 住民とミャンマー港湾公社 (MPA) との間で、土地の測量結果に関する意見の相違。(すでに破壊されてしまった水田があるなど、これまでの経緯に配慮せず、MPA の測量は、現在の作付地のみを考慮しているため。)
- b. 2013年10月10、11日に、住民の案内に基づき、MPA が再度測量。その結果を MPA が受け入れるか否か、結果を注視。
- c. JICA の円借款供与部分である Plot 25 では、現在 5 名の農民が耕作中。
- d. MPA は現在、移転先を提供しないと発言しているが、移転先がないと困る住民が多く出る。

### <JICA への質問・要求>

- ・ Plot 25 の影響住民について、JICA は 3 家族との認識のようだが、確認してほしい。
- ・ 移転先について、SEZ 事業では移転場所の提供が行なわれる予定。同じ JICA ガイドラインが適用されるにもかかわらず、移転・補償水準が異なるのはおかしいのではないか。

## 8. 住民リーダーへの監視や脅し

- a. ヤンゴン管区政府の農業・家畜省 長官が、2013年10月2日午後チャウタン郡住宅省事務所で開催された 400 ヘクタールに係る移転・補償合意に関わる会合のなかで、「ヤンゴン管区南の農民 21 人を法律 35 条に基づき、訴えることもありえる。」と発言。21 人が誰であるかを特定はしなかったものの、JICA にレターを出した 21 人だと解しており、不安を感じている。
- b. 21 人中、少なくとも 5 人に対し、直接、あるいは、電話により、警察が頻りに訪問先や活動について質問してきている。

## 9. 継続的な会合

### <JICA への質問・要求>

- ・ 今後も、JICA の対応・確認事項の結果・認識等を伺い、意見交換をさせてほしい。